

とやま中央会 FAX 情報

2018. 4. 2 発行 №532

平成 30 年度地域産業人材育成・販路開拓支援 事業費補助金の募集について

—富山県—

県では、組合等が行う人材育成事業及び販路開拓事業を支援することを目的として、地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金の申込者を募集しています。当補助金は、組合等が研修会、講習会、発表会等を開催する人材育成事業、組合等が展示会を開催または見本市への参加等の販路開拓事業について支援をするもので、募集期間は4月20日（金）までとなっています。

1. 対象者

県内に事業所を有する組合等（ただし、伝統工芸品産業支援事業費補助金の対象となる者を除く）

2. 補助対象事業

(1) 人材育成事業

- ①中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等の開催
- ②中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等への派遣
- ③後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
- ④若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催
- ⑤人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業
- ⑥その他地域産業の活性化に寄与する人材育成事業として県知事が適当と認めた事業

(2) 販路開拓事業

- ①展示会の開催又は見本市への参加
国内外において行う販路開拓のための展示会等

への参加

②販路開拓指導等

- ・ 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導
- ・ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
- ・ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業

③販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業

④その他地域産業の活性化に寄与する販路開拓事業として県知事が適当と認めた事業

3. 補助対象経費、補助率及び補助上限額

(1) 人材育成事業

①補助対象経費

謝金、旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、研修教材等諸費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、借料又は損料、教材費、雑役務費、原稿料、受講料、通訳料、翻訳料、委託費

②補助率：対象経費の1/2以内

③上限額：200万円

(2) 販路開拓事業

①補助対象経費

謝金、旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、雑役務費、保険料、ホームページ作成費、委託費

②補助率：対象経費の1/2以内

③上限額：300万円

4. 募集締切日

平成30年4月20日（金）

5. お問い合わせ・申し込み先

富山県商工労働部 経営支援課 地域産業係

TEL：076-444-3249

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00018807.html

◇ 平成30年度伝統工芸品産業支援事業費補助金の募集について

県では、国・県指定伝統工芸品の組合等が行う販路開拓事業を支援することを目的として、伝統工芸品産業支援事業費補助金を募集しています。募集期間は4月20日（金）までとなっています。

1. 対象者 県内に事業所を有する組合等

2. 補助対象事業

(1) 展示会の開催又は見本市への参加

国内外において行う販路開拓のための展示会等の参加

(2) 販路開拓指導等

・専門コンサルタントの委嘱等により行う販

路開拓に関する調査及び指導

・新商品等の販路開拓等のための広報事業

・品質表示(品質保証表示等を行う事業を含む。)

事業

(3) 販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業

(4) 後継者の育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催

(5) 若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催（インターンシップを含む）

(6) 人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供を行う事業

(7) その他伝統工芸品産業の活性化に寄与する事業として県知事が適当と認めた事業

3. 補助対象経費、補助率等

①補助対象経費

謝金、旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、研修教材等諸費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、教材費、通訳料、翻訳料、雑役務費、保険料、ホームページ作成費、委託費

②補助率：対象経費の1/2以内

③上限額：300万円

3. 応募期間 平成30年4月20日（金）まで

4. お問い合わせ・申し込み先

富山県商工労働部 経営支援課 地域産業係

TEL：076-444-3249

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00014183.html

◇ 平成30年度「地域まちなか・商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の公募開始のご案内

中小企業庁では、「地域まちなか・商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」を募集しています。商店街等を基盤として、地域経済の持続

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

的發展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、または商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う6つの分野（1. 少子・高齢化、2. 地域交流、3. 新陳代謝、4. 構造改善、5. 外国人対応、6. 地域資源活用）に係る公共性の高い取組みを支援します。

1. 対象者

- (1) 商店街組織
- (2) 商店街組織と民間事業者の連携体

2. 補助対象事業・補助対象経費・補助率等

(1) 自立促進調査分析事業

地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、商店街において自律的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

補助対象経費：謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、回線使用料、借料・損料、備品費、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費

補助率：2/3以内

上限額：500万円、下限額：100万円

(2) 自立促進支援事業

自立促進調査分析事業の結果等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組みにより、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進し、商店街等有する公共的機能、買物機能の維持・強化を図る事業であること。

補助対象経費：謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、施設整備費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、車両の購入・改造に要する経費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、備品費、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、店舗改造費、光

熱水費

補助率：1/2以内

上限額：2億円 下限額：100万円

3. 応募期間 平成30年5月2日（火）

（経済産業局宛て当日消印有効）

4. お問い合わせ・申し込み先

中部経済産業局 産業部商業振興室

TEL：052-951-0597

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2018/180320machinaka.htm>

◇ 富山県工業技術センターの組織改編について

富山県工業技術センターは、ものづくり企業の支援の充実に向けて、4月1日より「富山県工業技術センター」から「富山県産業技術研究開発センター」に改組し、中央研究所をものづくり研究開発センターに統合します。

また、ものづくり研究開発センターは、「高機能素材ラボ」、「デジタルものづくりラボ」に加え、3月29日に「製品機能評価ラボ」、「セルロースナノファイバー製品実証・試作拠点」を開設しました。材料研究から製品試作、機能評価まで製品化に必要な一連の支援を行うことができる体制を整えます。

「生活工学研究所」、「機械電子研究所」では、新たにヘルスケアやIoT関連の研究開発への支援機能を強化することとしています。

富山県産業技術研究開発センター

〒933-0981 富山県高岡市二上町150

TEL：0766-21-2121

生活工学研究所

〒939-1503 富山県南砺市岩武新35-1

TEL：0763-22-2141

機械電子研究所

〒930-0866 富山市高田383番地

TEL：076-433-5466

◇ 特許料の減免申請手続の改正（平成30年4月1日施行）に関するお知らせ

「特許法施行規則等の一部を改正する省令」の施行に伴い、特許料（第1年分から第10年分）の減免申請に係る手続きが4月1日より改正されることとなりました。

1. 改正に関する概要

現行、特許料の減免申請に際しては、特許料納付書とともに、特許料減免申請書及び減免の要件に該当することを証明する書類を添付して、特許庁長官に提出することとなっています。また、第4年分から第10年分の特許料を別に納付する場合には、その都度、前述の減免申請書及び証明書を提出することになっています。

今般、特許料の減免申請に係る手続きにおいて、特許庁に対して減免申請を一度行うことにより以降10年分までの減免申請が認められることとなったことから、次回以降の減免申請の手続きを省略することができることになりました。

※第10年分までの特許料の減免が認められるのは、施行日以降に特許料の減免申請を一度行った案件に限ります。一度の減免申請手続により、全ての案件について、一律に減免が認められるものではないため、案件毎に一度は減免が認められる必要があります。

2. お問い合わせ先

・具体的案件に関する問い合わせ先
特許庁審査業務部審査業務課登録室
TEL：03-3588-1101
（内線2707～2709）

・手続き等一般的なお問い合わせ先
（独）工業所有権情報・研修館相談部
TEL：03-3581-1101
（内線2121～2123）

◇ 国家公務員の再就職等規制に関するご案内

国民からの批判が大きい天下り問題について、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

■再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

■利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動を行うことは禁止されています。

■元の職場への働きかけの規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（ただし、原則として退職後2年間に限りです）。

お問い合わせ先

内閣府再就職等監視委員会事務局
TEL：03-6268-7660～7668
<http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835